

## 未利用口座管理手数料についてのお問合せ事項について (Q&A)

※当金庫ホームページにて「未利用口座管理手数料」新設のお知らせを掲示しておりますが、改めてお客さまへご案内申し上げます。

	質問事項	回答
1	なぜ、未利用口座管理手数料を導入するのですか。	<p>本手数料は、金融庁作成の「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、未利用口座が不正利用されることによる被害を防止し、口座の恒常的な利用をおすすめするとともに、口座管理に係る最低限のコストをご負担いただくことにより、口座をご利用いただいているお客さまへのサービス維持と向上を目的として実施するもので、通常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの口座が対象となることはございません。</p> <p>また、本手数料は、規定に基づいた対応とさせていただきます。導入に際し、2026年1月に該当の預金規定を改正し当金庫ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>※長期間お取引をされていない口座をお持ちの際は、ご利用の再開をお願い申し上げます。</p> <p>なお、今後ご利用いただく予定のない口座につきましては、不正口座利用防止の観点から解約をおすすめいたします。</p>
2	未利用口座管理手数料の引き落とし対象となるのは、どのような口座ですか。	<p>最後の預け入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（無利息型普通預金口座を含む）、貯蓄預金の口座残高10,000円未満が対象となります。</p> <p>※当該手数料は、年間1,320円（税込み）となります。</p> <p>※なお、以下の場合には適用対象外となります。</p> <p>①対象口座の残高が10,000円以上である場合</p>

		<p>②同一支店の同一お客さま番号で融資取引（カードローン契約を含む）がある場合</p> <p>③同一支店の同一お客さま番号で他の金融資産（定期性預金、保険、投資信託、国債等）のお取引がある場合</p> <p>④口座名義人が18歳未満である場合</p> <p>※なお、対象となる普通預金の決算利息の入金、未利用口座管理手数料の引き落としは「入出金取引」に含みません。</p>
3	未利用口座に該当する場合、案内はありますか。	<p>お客様の口座が本手数料の対象となった場合、お届けのご住所に「未利用口座管理手数料に関するお知らせ」をご郵送させていただきます。</p> <p>※なお、「ご案内」（ハガキ）が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものととしてお取扱いいたします。</p>
4	未利用口座管理手数料はいつ引き落としされますか。	<p>「ご案内」（ハガキ）送付後、一定期間（約3ヶ月）経過しても対象口座をご利用または解約されなかった場合、本手数料を毎年1回引き落としさせていただきます。</p> <p>※抽出対象月が3月の場合、DM 発送：4月、手数料引落：7月となります。</p> <p>※引落日は、15日（15日が休日の場合は翌営業日）に引き落としさせていただきます。</p> <p>※なお、「ご案内」については、初回のみご郵送させていただき、2回目以降の引き落としについては、ご郵送いたしません。</p>
5	口座残高が、未利用口座管理手数料の1,320円以下の場合はどうなりますか。	<p>口座残高を未利用口座管理手数料として引き落とししたうえで、引き落とし日の翌月15日（15日が休日の場合は翌営業日）に当該口座を自動解約させていただきます。</p> <p>（口座残高以上のご負担はございません。また、口座解約についての「ご案内」はいたしません。）</p> <p>※なお、解約となった口座は再利用できません。また、当該手数料の返金は致しかねますので、ご了承ください。</p>

6	未利用口座管理手数料の対象とならないようにするにはどうすれば良いですか。	手数料引落予定日（前日）までに、対象口座への入金・出金、または解約をお願いいたします。 ※なお、「ご案内」に手数料引落予定日を記載しておりますのでご参照ください。
7	残高が 0 円の口座ですが、来店して解約手続きが必要ですか。	本手数料のご案内ハガキに記載されている残高 0 円の口座は自動解約の対象口座となります。解約の手続きは必要ありません。通帳・キャッシュカード等ご不要であれば廃棄ください。
8	口座名義人が死亡しています。どのようにすれば良いですか。	死亡の事実が確認できる書類（除籍謄本、死亡診断書、法定相続情報一覧図等）、来店者さまが相続人であると確認できる書類（戸籍謄本等）をご用意いただき、相続人さまの実印・印鑑証明書、公的本人確認書類（顔写真のない場合は 2 種類）をご持参ください。但し、本手数料の対象口座のほかにお取引口座がある場合は、通常の手続きとなります。 なお、死亡の事実を当金庫が確認し口座凍結を実施した場合、本手数料は引き落としされません。

以 上